

未来をになう子どもたちに 読書のよろこびを

(第二次 七尾市子どもの読書活動推進計画)



(七尾市立図書館イメージキャラクター「よむよむ」)

平成23年(2011年)3月

七尾市教育委員会

はじめに

近年の多様化する情報社会は、子どもたちの生活をも巻き込んで興味や関心事の幅を広いものにしていきます。そしてこの多様な情報と便利さがかえって「大人も子どもも忙しい」状況をまねき、生活環境に大きな影響を及ぼしているといえます。

私たち大人はいつの時代も子どもたちの健やかな成長を願っており、心豊かな人間性を育む手だてを考えています。

読書は「言葉」を学び、「知恵」を養い「想像力」を高め、子どもの成長においては欠かせない重要な役割を果たしていると考えます。そのうち例えば「家庭読書」を続けることは、読書の大切さを学ぶだけでなく、読書を通しての家族の会話は家族間の絆を深め、複雑な人間社会を乗り切れるよう、人として大切なコミュニケーション力が養われると考えます。

七尾市では、平成18年3月に「第一次七尾市子どもの読書活動推進計画」を策定しました。この計画に基づいて、学校や関係機関と連携を図り、「七尾市内の全小・中学校に学校司書の配置」や「ブックスタート事業導入」などに取り組み、実現してまいりました。そしてさらに、この第一次計画の取組を検証する中で、いくつかの課題も明らかになってまいりました。

これらを踏まえ、第二次計画ではさらに、子どもたちが生涯にわたって読書に親しむ習慣を身につけることができるよう、家庭、行政・関係機関、子ども読書ボランティアなどと連携を図り、子どもの読書環境の充実に取り組んでまいります。市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、七尾市子どもの読書活動推進計画策定委員会委員の皆様、関係機関並びに子ども読書ボランティアの皆様、アンケート調査にご協力を頂きました方々に厚く御礼申し上げます。

平成23年（2011年）3月

七尾市教育委員会
教育長 三浦 光雄

目 次

第1章 第二次七尾市子どもの読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画策定の目的	1
2 計画の対象	1
3 計画の期間	1
4 子どもを取り巻く社会情勢の変化	1

第2章 第一次七尾市子どもの読書活動推進計画の成果と課題

基本方針

1 成果	2
2 課題	4

第3章 第二次七尾市子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方

1 計画の体系図	6
2 基本理念	7
3 基本方針	8
4 基本目標	10
5 重点目標	11

第4章 第二次七尾市子どもの読書活動推進計画の取組について

基本目標

(1) 子どもの成長にあった楽しい本との出会い

乳幼児	12
小学生	12
中学生	12
高校生	12
特別支援者	12

(2) いつでも身近に本のある環境づくり

家庭	14
地域	14
保育園・幼稚園	14
学校	14

ボランティア	14
行政	14
(3) 子どもの読書をみんなで考えるネットワークづくり	
① 保護者への啓発	15
・小学生を持つ保護者への取組	15
・ブックスタート配布対象者の保護者	15
② 各関係機関との連携	15
(4) 楽しい読書の輪を広げる活動	
① 広報活動	16
② 「子どもの読書の日」記念事業	16
(5) 子どもの読書推進にむけてのきっかけづくり	
① 「七尾市子どもの読書活動推進連絡会議」の 設置と計画の点検・評価	17
② ボランティア養成と拡充	17
③ 啓発運動	17
④ 保育園、幼稚園、学校への団体貸出の拡充	17
第二次七尾市子どもの読書活動推進計画策定の経過と委員名簿	18
資料	
・子どもの読書活動の推進に関する法律	19
・文字・活字文化振興法	21

第1章 第二次七尾市子どもの読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

国が、子どもの健やかな成長を願い「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）を制定したことに基づき、七尾市は「第一次七尾市子どもの読書活動推進計画」を、平成18年3月に策定しました。第一次計画が5年を経過し、平成22年度をもって終了するため、「第二次七尾市子どもの読書活動推進計画」を策定して、さらに読書を通して夢のある豊かな人間性を育み、子どもの成長に資することを目的とします。

2 計画の対象

0歳から18歳までを対象とします。

3 計画の期間

平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

4 子どもを取り巻く社会情勢の変化

現代社会において、情報面が急速な発展を遂げています。そのことが、子どもの読書環境を大きく変えていることは事実です。生活の中でゲーム、インターネット、習い事等の占める時間が多く、時間的余裕のない‘忙しい子ども’が増加しています。

子どもの心身の健全な成長を願い、大人が真剣に考え、取り組んでいくことが大切です。

第2章 第一次七尾市子どもの読書活動推進計画の成果と課題

基本方針

- 1 子どもをとりまく読書環境の整備
- 2 子どもの成長にあった読書活動の推進
- 3 図書館と家庭、保育園、幼稚園、学校などとの連携
- 4 親子で楽しむ読書の啓発とボランティアの育成

1 成果

(第一次計画)

(1) 七尾市内の全小・中学校に学校司書を配置

(平成18年度9名体制→平成22年度14名体制へ)

現在、七尾市内には小学校が13校、中学校が7校(平成21年度まで9校)あります。平成18年度には9名の学校司書が配置され、平成22年度は学校の規模に応じて専任・兼任体制ではありますが、14名の学校司書が全小・中学校配置となり、人的条件が整いつつあります。

(2) ブックスタート事業開始 (平成19年8月から4か月健診で実施)

平成19年8月から七尾市では、4か月の赤ちゃんに健康診査の会場で、絵本を手渡す事業を開始しました。

赤ちゃんと保護者が、絵本を通して心の触れ合いと、楽しいひと時をもてるように願いメッセージを伝えながら絵本を手渡しました。

(3) アンケート調査の実施により実態調査を把握

(平成17年度から平成22年度実施)

① 小3・小5・中2の児童・生徒対象

七尾市独自の取組として、5年間継続してアンケートを実施することにより、小3、小5、中2と同年代の追跡調査を分析・考察することができました。

平成18年度から平成21年度にかけて不読者率が下がっており、学校司書配置の充実が一つの要因として考えられます。

〈アンケート抜粋〉

※報告書「問1 本が好きですか」という問いに対し本が嫌い(「あまり好きでない」「全然好きでない」と答えた子どもの割合

【本が嫌い】	H17年度	H21年度
小学校3年生	15.8%	7.6%
小学校5年生	13.5%	10.8%
中学校2年生	17.4%	14.8%

② 乳幼児を持つ保護者対象

保護者に対してアンケートを実施することで、保護者自身と子どもについての意識調査を分析・考察することができました。

〈アンケート抜粋〉

※報告書「問4 あなたの小さいときに親など大人から本を読んでもらったことがありますか?」という問いに対し(「なかった、覚えていないに回答した保護者の割合」)

【なかった、覚えていない】	H17年度	H21年度
保護者	48.00%	42.18%

※報告書「問6 あなたのお子さんについてうかがいます。本を読んでもらうのが好きですか?」という問いに対し(「好き、どちらかという好きに回答した保護者の割合」)

【好き、どちらかという好き】	H17年度	H21年度
保護者	91.87%	97.07%

問6の結果は、平成19年度から実施しているブックスタート事業による効果が、大きな要因として考えられます。

(4) ブックリスト配布 (平成22年8月から1歳6か月健診で配布)

1歳6か月健康診査の会場で、図書館職員が選書したブックリストを赤ちゃん
と保護者に手渡しています。そのことが、次の成長に合った絵本へつながるよう
アドバイスをしながら手渡しています。



(5) 「朝の読書運動」の浸透

学校司書が配置されたことにより、「朝の読書運動」がさらに浸透してきました。朝の始業前の15分間読書をするすることで、本を読むことが好きな子が増えたり、本を読むことが苦手な子も読書に親しむきっかけとなっています。

「朝読書」が保護者や地域のボランティアなどのお話しや朗読などにより、読書活動の関心と拡がりに繋がっています。

中学校では全中学校が毎朝(週5日)実施しており、小学校でも、週1日(5校)、週2日(4校)、週3日(1校)、週4日(1校)、週5日(2校)と全ての学校で実施しています。



朝読書の浸透により学校での不読者率は低くなっています。しかし、家庭での読書時間が5年間で徐々に伸びているものの、依然として家庭の読書時間が少ない状況です。

〈アンケート抜粋〉

※報告書「問5 家では本を読みますか」という問いに対し(「あまり読まない」、「全然読まない」)に答えた子どもの割合

【読まない】	H17年度	H21年度
小学3年	41.50%	28.48%
小学5年	43.98%	44.72%
中学2年	57.47%	52.23%

また、子どもの読書活動に関わる図書館、学校、ボランティア等との連携は徐々によくなっています。しかし、行政や関係機関との連携があまり取れていない状況でした。

第一次計画を分析・考察した結果、『家庭読書』『関係機関との連携』『広報活動』を推進していくことが、課題として指摘することができました。さらに子どもの読書推進活動を充実させていくために、第二次計画で取り組んでいきます。

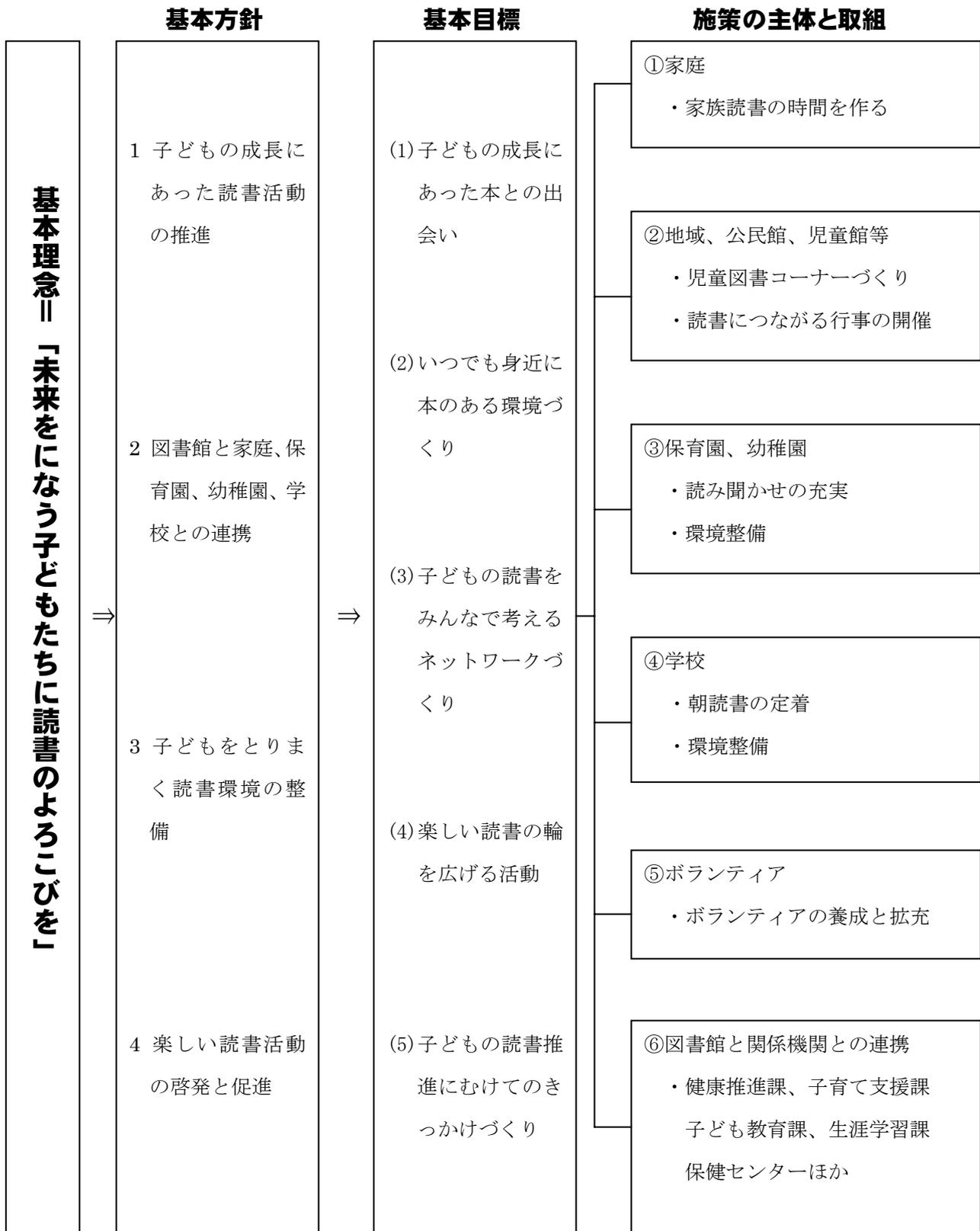
課 題

- (1) 家庭、地域等への読書活動の拡がり
- (2) 行政や関係機関との連携の拡充
- (3) 学校図書館の環境整備の推進

第3章 第二次七尾市子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方

1 計画の体系図

(第二次計画)



第二次計画では、さらに子どもの読書活動の推進を図るとともに関係機関との連携を強化し、家庭、地域、学校などに広く関心と理解を深めるよう、基本理念を設定します。

未来をになう子どもたちに 読書のよろこびを



(写真/放課後児童クラブでのお話し会)

基本理念を実施するにあたり、次の4つの基本方針を定めました。

1 子どもの成長にあった読書活動の推進

子どもが成長するにあたり、その発達段階に応じて、日常的に本と親しむことができる機会をつくることで、より良い読書習慣が身に付くと考えられます。本との出会いで、豊かな人間性を育むことができるよう、子どもの読書活動を推進します。



(写真/土ようおはなし会)

2 図書館と家庭、保育園、幼稚園、学校との連携

子どもにとって、もっとも本とふれあうことができるのは、保育園、幼稚園、学校です。そこで図書館が核となり読書推進に努めます。また、家庭における読書推進の支援に努めます。



(写真/図書館招待)

3 子どもをとりまく読書環境の整備

平成21年度の中学3年生の「全国学力・学習状況調査」の項目の中で、「普段どれくらい読書をしますか」という質問に対して「しない」と答えた回答率は、全国平均39.4%、石川県平均49.8%、七尾市平均33.6%と、市内の子どもの不読者率が減り、良い結果となっています。要因の一つとしては、第一次計画により、小・中学校図書館司書の配置が進み、子どもが読書をしやすい環境が少しずつ整えられたことが考えられます。

学校図書館での、蔵書の整備、移動図書館車「本はともだち号」の活用、団体貸出の利用をさらに進め、今後、コンピュータやネットワーク化に向けて検討します。

4 楽しい読書活動の啓発と促進

子どもの読書活動の充実を図るには、読書のきっかけづくりが重要です。子どもと読書をつなぐ“お話しボランティア”の養成などが大切です。お話し会やブックトーク、ブックリストなどの提供は、子どもにとって読書の楽しさを感じることに繋がります。

図書館が中心となり、子どもの読書推進に向けて上記のボランティアなどを対象とした研修の機会や場所や情報を提供し、支援していきます。



(写真/小学生一日図書館員)

基本方針をさらに具体的に5つの目標に分け、子どもたちの成長過程において読書に興味を持つきっかけとなることを期待し目標を設定します。

基本目標

- (1) 子どもの成長にあった本との出会い
- (2) いつでも身近に本のある環境づくり
- (3) 子どもの読書をみんなで考えるネットワークづくり
- (4) 楽しい読書の輪を広げる活動
- (5) 子どもの読書推進にむけてのきっかけづくり



(写真/中学生職場体験)



(写真/お話しボランティア研修)

年	年度	重点目標	取組
1	平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・家読(うちどく) (*1)の啓発 ・行政、関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族読書の時間をつくる ・七尾市読書月間(夏休み)の設置 ・標語募集 ・小学生(長子)を持つ保護者へのアンケートを実施
2	平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・家読(うちどく)の啓発 ・行政、関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族読書の時間をつくる ・七尾市読書月間(夏休み)の設置 ・標語募集 ・「家庭読書の日」の名称募集
3	平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・家読(うちどく)の啓発 ・行政、関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・月に1回「家庭読書の日」(仮称)第3日曜日を「みんなで読書の日」とする
4	平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・家読(うちどく)の啓発 ・行政、関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・月に1回「家庭読書の日」(仮称)第3日曜日を「みんなで読書の日」とする
5	平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・家読(うちどく)の啓発 ・検証と次期計画策定に向けて 	<ul style="list-style-type: none"> ・5年間の成果と課題

用語説明

(*1) うちどく 家読

家族で一冊の本を読む、あるいは家族それぞれ別の本を読みながら、同じ読書の時間を共有する。

第4章 第二次七尾市子どもの読書活動推進計画の取組について

基本目標

(第二次計画)

(1) 子どもの成長にあった楽しい本との出会い

(*)印の用語説明は13頁に掲載

	取 組 内 容
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ブックスタート事業(*1)</u>を充実します ・ <u>ブックリスト(*2)</u>を配布します(4か月健診、1歳6か月健診) ・ 図書館のお話し会(<u>読み聞かせ(*3)</u>、<u>ブックトーク(*4)</u>、<u>ストーリーテリング(*5)</u>)を充実します ・ 関係施設でお話し会を開催します ・ <u>セカンドブック事業(*6)</u>の展開に努めます
小学生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝読書の推進に努めます ・ 小3、小5対象のアンケートを実施します ・ ブックリストを配布します(夏休み前全児童に配布) ・ 図書館のお話し会(読み聞かせ、ブックトーク、ストーリーテリングなど)を充実します ・ 移動図書館車「本はともだち号」の利用促進に努めます ・ 学校、関係施設でお話し会を開催します ・ <u>サードブック事業(*6)</u>の展開に努めます
中学生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝読書の推進に努めます ・ 中2対象のアンケートを実施します ・ ブックリストを配布します(夏休み前全生徒に配布) ・ 移動図書館車「本はともだち号」の利用促進に努めます ・ ブックトークの充実に努めます ・ <u>ヤングアダルトサービス(*7)</u>を展開します
高校生	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヤングアダルトサービスの展開を展開します ・ 読書普及・啓発資料(ブックリスト)を配布します
特別支援者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対面朗読サービスをします ・ 音訳CDの作成や貸出をします

用語説明

(＊1) ブックスタート事業

2000年の「子ども読書年」から全国的に広まった事業。子どもが生まれて初めて出会う(ファーストブック)を保護者に直接メッセージを添えて手渡し、絵本を通して赤ちゃんの心の成長を育むことをねらいとして取り組む。早いうちから、読み聞かせの重要性を保護者に説明し、子どもが絵本と出会うまたとない機会でもある。

(＊2) ブックリスト

対象者の年齢やテーマに沿って選んだ「おすすめ」図書一覧。新刊案内とは違って、古い図書も選書されている。何を讀んだらいいか迷っている人には、図書館職員が選書したブックリストを参考に選ぶことにより新しい本との出会いがある。

(＊3) 読み聞かせ

子どもの読書活動を推進するにあたって、読み聞かせは、とても大切なものである。たとえ、自分で本が読めるようになって、より本に親しむようになる。

(＊4) ブックトーク

ブックトークとは、ひとつのテーマに添って数冊の本を紹介していく方法である。およそ10歳以降になると、大人の言葉を理解し、また自らも大人の言葉を使うようになる。あらゆる、分野の本に興味を持つようになり、そのとき、適切に大人の言葉で話し掛け、資料を提供することが読書にもつながっていく。

(＊5) ストーリーテリング (素話)

子どもは素話を聞くことで、小学生になると言葉のみで想像力を働かせ、イメージすることができるようになる。子どもは「素話」を聞くことで、効果があると言われている。

(＊6) セカンドブック、サードブック事業

ファーストブック(ブックスタート)は赤ちゃんと保護者に手渡ししているが、セカンドブックを3歳児に手渡し、サードブックは小学校入学時に渡すなど、自治体によって手渡す時期はさまざまである。まだまだ定着はしていないが、今後、石川県においても普及する可能性のある事業。

(＊7) ヤングアダルトサービス

「もはや自分は子どもとっていないのに、社会は大人とみとめていない」ヤングアダルトとよばれる世代である。思春期ともいわれる、およそ13歳～18歳のこの世代の人々に、ふさわしい図書が数多く出版されるようになってきている。選書を工夫し、子どもでも大人でもないYA(ヤングアダルト)コーナーの設置や機関紙発行などの読書活動を推進していく。

(2) いつでも身近に本のある環境づくり

機関	取組内容
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭において家族読書「家読」^{うちどく}の時間を作るように促します ・家族が率先して読書に対して関心を持つようにします
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・各々の地域において、大人が率先して読書に対して関心を持ち、活動を展開することを促します ・図書館から子どもの本に対しての情報提供を行います
保育園 幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館招待を行います ・団体貸出や配本サービスを行います ・保育園での読み聞かせの時間の拡充を図ります
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵書の整備を図ります ・移動図書館車「本はともだち号」の利用促進に努めます ・コンピュータ化やネットワーク化に向けて検討します ・学校司書と図書館が連携を図り、一層の資質向上に努めます
ボランテ ィア	<ul style="list-style-type: none"> ・養成講座等の研修会を実施します ・図書館が中心となり、子ども読書に関わるボランティア団体などと連携を図ります
図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館と庁内各課(健康推進課、子育て支援課、子ども教育課、生涯学習課)の連携を図ります ・老朽化に伴い移動図書館車「本はともだち号」の更新に向けて検討します ・インターネット予約対応のシステム更新を図ります ・周辺図書館との相互協力を促進します



(3) 子どもの読書をみんなで考えるネットワークづくり

① 保護者への啓発

- ・ 小学生を持つ保護者への取組

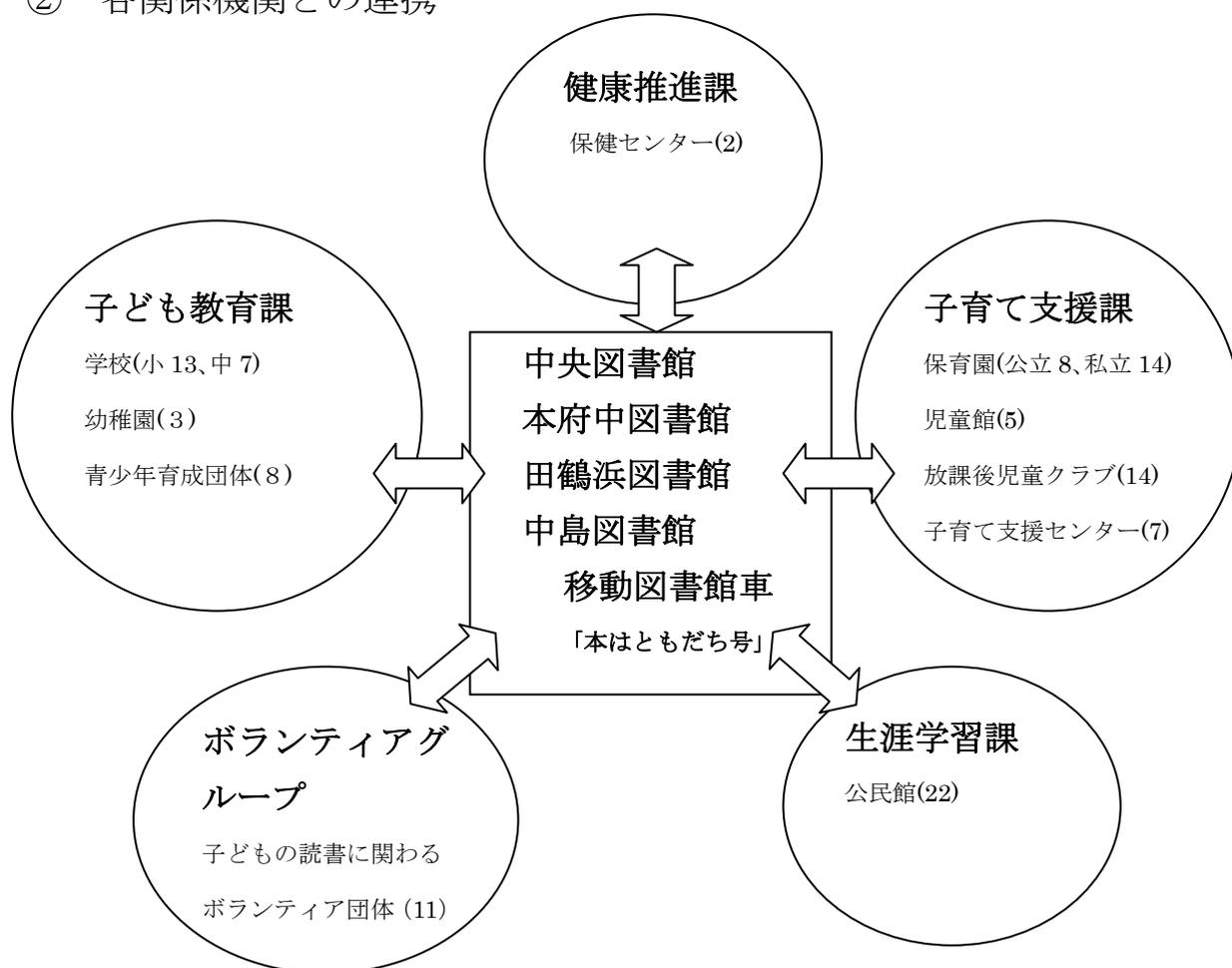
小学生を持つ保護者対象にアンケートを実施します。

読書が人間形成に重要な役割を持つことから、保護者自身が、子どもの読書活動に関心を持つように支援します。

- ・ ブックスタート配布対象者の保護者

平成19年度から実施しているブックスタート事業の配布対象者に、追跡調査及び実態把握のためアンケートを実施します。

② 各関係機関との連携



(4) 楽しい読書の輪を広げる活動

① 広報活動

市民に子どもの読書について関心を持ってもらうために、広報「ななお」に「全国春・秋読書週間」や「子どもの読書週間」の頃に、記事を掲載して啓発に努めます。

また、ケーブルテレビ「ニコニコチャンネル」で特集番組を制作したり、テレビやラジオ番組なども活用します。

② 「子どもの読書の日」記念事業

「子どもの読書の日」4月23日を中心に大人対象、子ども対象にそれぞれ記念事業を開催します。

子どもの読書活動推進に関する法律(抜粋)

第10条 (子どもの読書の日)

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子どもの読書の日を設ける。

2 子どもの読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない



(5) 子どもの読書推進にむけてのきっかけづくり

① 「七尾市子どもの読書活動推進連絡会議」の設置と計画の点検・評価

第二次計画を効果的に推進するため、「七尾市子どもの読書活動推進連絡会議」を設置し、「計画」の点検、評価、進捗状況などを把握し、同連絡会議において、必要に応じて事業の見直しをします。

② ボランティア養成と拡充

子どもの読書に関するボランティアについては、初心者向けの基礎的な講習会を展開します。また、技術の向上や知識を深めるために、養成講座や勉強会等を開催します。

ボランティア団体の交流会を開催し、互いに連携を取り合えるよう支援に努めます。

③ 啓発運動

子どもの読書推進について、広く市民に周知するため、さまざまなネットワークを活用し、事業を推進していくことに努めます。

④ 保育園、幼稚園、学校への団体貸出の拡充

移動図書館車「本はともだち号」の定期巡回を充実するとともに、未実施の学校への支援に努めます。また、要望に応じ、保育園、幼稚園、学校へ団体貸出を行い、子どもが幅広い本にふれることができるよう支援に努めます。

第二次七尾市子どもの読書活動推進計画策定の経過と委員名簿

審議経過

平成22年	6月	1日(火)	第1回策定委員会
平成22年	7月	21日(火)	第2回策定委員会
平成22年	9月	7日(火)	第3回策定委員会
平成22年	10月	12日(火)	第4回策定委員会
平成22年	11月	16日(火)	第5回策定委員会
平成23年	1月	14日(金)～	
		1月27日(木)	パブリックコメント
平成23年	2月	15日(火)	第6回策定委員会

委員名簿

(敬称略)

No.	氏名	所属等
1	橋場 美貴	図書館協議会
2	川口真紀子	しびびの会
3	坂井 純子	学校司書(山王小学校)
4	川部 治代	石川県生涯学習インストラクターの会
5	鴻野 俊雄	いろり火の会
6	高 絹子	学校図書館協議会
7	大窪 知恵	子ども劇場運営委員長
8	林 茂一	子育て支援課長
9	津田 博美	健康推進課長
10	藤波 博之	学校教育課長
11	石川 昇	生涯学習課長

(任期 平成22年6月1日～平成23年3月31日)

資料

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）

を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

文字・活字文化振興法

(平成17年7月29日法律第91号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努

めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第二次 七尾市子どもの読書活動推進計画

未来をになう子どもたちに読書のよろこびを

平成23年(2011年)3月

七尾市教育委員会

<お問い合わせ>

七尾市立中央図書館

〒926-0046 石川県七尾市神明町1番地 ミナ.クル3F

TEL (0767) 53 - 0583 FAX (0767) 53 - 0617

E-mail : tosho-cyuou@city.nanao.lg.jp